

## 御意見の要旨と本市会の考え方

## 1 条例案全体に係るもの

## (1) 肯定的な趣旨の御意見 (293件)

区分	御意見の要旨	件数
1	手話が言語であることが認められ、ろう者が生活しやすい環境が作られることに大いに賛同します。	293

## (2) 条例案全体に対する提案等 (152件)

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
2	手話はろう者だけのものではない。聴覚障害、盲ろう者、中途失聴者難聴者への理解や対応も考える必要がある。	18	第2条及び第8条の文言を、中途失聴者や難聴者、家族にろう者がいる健聴者などを含むものであることがわかる表現に改めます(詳細は、区分29・65参照)。
3	「ろう者」の語を「ろうあ者」に改めるべきである。	7	「ろう者」は、耳が聴こえず、手話を第一言語とする方をいい、「ろうあ」は、耳が聴こえず、発語できない状態を示すとされています。この条例では、手話との関係で、現在、より一般的に用いられている前者の表現を用いることとしました。
4	手話だけでなく、文字による情報保障等、手話を用いることができない聴覚障害者に対する配慮についても触れてもらいたい。	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の趣旨は、「手話」が他のコミュニケーション手段とは区分され、明確に言語として位置付けられたことに着目し、その理解を促進し、環境改善を図ることにあります。それらの取組により、手話言語法の制定を後押し、言語としての保障を求めていこうとするものです。</li> <li>他方、障害によるコミュニケーションへの支障を解消することも大変重要な課題と認識しており、障害者基本法や障害者差別解消法等に基づき、着実に進めていく必要があると考えます。この条例に基づく取組が進むことで、併せて、コミュニケーションの円滑化に係る取組も進むことになると考えています。</li> <li>なお、第2条及び第8条の文言を、中途失聴者や難聴者、家族にろう者がいる健聴者などを含むものであることがわかる表現に改めます(詳細は、区分29・65参照)。</li> </ul>
5	他の障害を持つ人に対する配慮についても触れてもらいたい。	12	
6	市が行うべき施策等について、より具体的に規定してもらいたい。	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例では、基本的な考え方や枠組みを定めることとしており、その詳細については、別途定めることとしています。具体的には、第7条に規定する「施策の推進方針」において、施策の詳細を定めることとしています。</li> <li>京都市会としては、条例が制定された後、方針の策定、施策の実施、取組状況の点検など、取組の各段階におい</li> </ul>
7	条例の内容が難しい。わかり易い文章に改めたり、手話で内容を説明するDVDを作成してもらいたい。	43	
8	どうやって市民の方に知っ	6	

	てもらい、理解してもらおうか、条例制定後の具体的な施策の展開が重要である。		て、市民の声を踏まえ、市会における十分な質疑、審議等を通じて、具体的な提案などを含め、より効果的で適切な取組が行われるよう、取り組んでいきます。
9	手話が言語であると認められ、ろう者がろう者としてのアイデンティティーを自覚することができる社会にしてみたい。	23	
10	手話という存在がなくて困る人は、本当にいるのか。音声や文字を変換する情報機器等の活用で十分ではないか。	1	中途失聴者や難聴者などで、日本語を既に獲得している場合は、情報機器の活用が有効な場合があると考えます。一方、例えば、中途失聴などではなく、生来、耳が聞こえないという場合、自然には音声言語を身に付けられない状況にあり、それに伴い、文字や文章の理解も困難ということになります。そのため、それらの人には、コミュニケーションをはじめ、人間としての活動の基礎として、手話が不可欠であると考えています。
11	その他※	17	—

※ 「その他」には、事実に関する個人的な所感や、条例で対応することが不可能なものなどを含みます（以下同じ）。

## 2 題名関係

### (1) 肯定的な趣旨の御意見（123件）

区分	御意見の要旨	件数
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>端的に条例の目的・理念を表現している。</li> <li>共生社会という言葉はよい。</li> <li>一般にも理解してもらえと思うので長い条例名でもよい。</li> </ul>	123

### (2) 題名に対する提案等（290件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
13	手話が言語であることを明確にしてみたい。	87	「手話」を「手話言語」に改めるとともに、「豊かな」を「心豊かな」に改めます（別紙2参照）。
14	<p>「こころ」や「みんな」などの表現を取り入れてもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都市がみんなをつなぐ手話言語条例</li> <li>京都市みんなの心をつなぐ手話言語条例</li> <li>手話が心をつなぐ京都市手話言語条例 など</li> </ul>	12	<p><b>【理由】</b> 手話が言語であることを明らかにするとともに、相互に尊重し、支え合うという共生社会の豊かさを「心豊かな」と、より具体的に示すため。</p> <p><b>【補足説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本条例は、手話への理解促進と手話の普及を目的とするものであり、「手話言語条例」だけでは、これを明示することができません。</li> <li>「共生社会」とは、相互に人格、個性を尊重し、支え合う社会を意味していることから、それらを目指すこと</li> </ul>

			<p>で、全ての人に関係する条例であり、みんなの条例であることを示すこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「手話がつなぐ」とは、手話を中心に据え、手話を通じて人と人との複層的なつながりを育み、それにより、精神的に豊かな社会の形成を目指すことをイメージしています。</li> </ul>
15	<p>表現がわかりにくい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長い。</li> <li>手話で簡単に表現できない。</li> <li>略称を設けるべきである。</li> </ul>	149	<ul style="list-style-type: none"> <li>題名については、この条例の目的を示すこととし、「手話言語」が全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会の実現を目指すことを表すものとなっています。</li> <li>略称は特に定めませんが、同様の条例を定める他の自治体では、「〇〇市の手話言語条例」と短く呼ばれる事例があると聞いております。</li> </ul>
16	その他	42	—

### 3 前文関係

#### (1) 肯定的な趣旨の御意見（223件）

区分	御意見の要旨	件数
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的経過と条例制定の必要性が十分に記載されている。</li> <li>ろう者が歩んできた苦しい歴史を、聞こえる人たちにも知ってもらえると思う。</li> <li>盲啞院や手話サークルの誕生といった誇らしい歴史が、今の京都に繋がっていると思う。手話の歴史の教科書にも使えそうな内容である。京都市の目指す共生社会、観光にもつながっている。</li> <li>使用を禁止されてもお根強く大切に用いられてきたという手話の歴史から見ても、生きていくために不可欠なものだったという事がわかった。</li> </ul>	223

#### (2) 前文に対する提案等（128件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
18	<p><b>第2段落</b></p> <p>「そのため」とあるが、手話への誤解と偏見は、手話の使用が禁止されことで引き起こされたのではなく、元々社会に根強くあったのだと思う。</p>	1	<p>「そのため」を「このように、」に改めます（別紙2参照）。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>手話への誤解と偏見について、ろう学校での手話の禁止が直接の原因であるかのような表現となっていることから、ろう学校での手話の禁止も、誤解と偏見の一つの例示であることを明らかにするため。</p>

19	<p><b>第3段落</b></p> <p>「ひそかに用いられ」の表現を「日常的に用いられ」とするなど、修正してもらいたい。</p>	3	<p>「ひそかに用いられ」を「日常的に使用され続け」に改めます（別紙2参照）。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>ろう学校で禁止されたからといって、社会的に禁止されていたわけではないので、必要不可欠なものとして使用されてきた事実を記載するため。</p>
20	<p><b>第4段落</b></p> <p>手話が大切に守られてきたことと、その後の障害者権利条約に関する記述との間に連続性が感じられない。</p>	1	<p>文頭に「その後、手話に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語とがあることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和56年（1981年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進んだ。」を加えます（別紙2参照）。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>偏見と誤解の中で手話が保持されてきたが、その後、障害者権利条約で手話が言語と位置付けられるようになったことの経過についての説明がなく、唐突な印象になっているので、その間の説明を補うため。</p>
21	<p><b>第6段落</b></p> <p>全文を、「このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。」に改めてもらいたい。</p>	1	<p>全文を、「このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。」に改めます（別紙2参照）。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>手話によるコミュニケーションについて、聴覚障害者のみが対象であるかのような誤解を与えるおそれがあるので、障害の有無にかかわらず全ての人に係わることをより理念的に示すため。</p>
22	<p><b>第7段落</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話サークルを設立したのが市民であることがわかりにくい。</li> <li>・ ろうあセンターができたことも盛り込んだほうがよい。</li> <li>・ 手話サークルの名称を入れてもらいたい。</li> </ul>	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「設立される一方、」を「市民により結成され、昭和44年（1969年）には、関係団体により、福祉施設として京都市ろうあセンターが開設された。」に改めます（別紙2参照）。</li> <li><b>【理由】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話サークルを設立した主体が市民であることを明らかにするため。併せて、組織等が何らかの所定手続を経てつくられたといったものではないので、より実態に相応しい用語として「結成」とするため。</li> <li>・ 京都における、民間でのろう者に係る取組として、京都市聴覚言語障害センターの前身である、京都市ろうあセンターの設立が重要なものと考えられるため。</li> </ul> </li> <li>・ 一般的に個人名や民間団体の名称を条例中に掲げることは適当でないため、記載しないこととします。</li> </ul>
23	<p>長い。わかりにくい。手話で説明してもらいたい。</p>	31	<p>前文では、手話の歴史や手話を取り巻く環境の変化等を交え、本条例の制定趣旨、理念、目的などを説明するものとなっており、これ自体が手話に対する理解の促進を図るものとなっています。一般</p>

			的な条例の前文よりは長くなっていますが、これも本条例の特徴の一つといえます。 条例等の内容については、視覚的資料も含め、よりわかり易く伝える必要があると考えます。
24	観光旅行者等への配慮より、まずは京都市内の手話が必要とする人に対する配慮を優先してもらいたい。	9	京都市が、世界文化自由都市宣言を掲げる、世界有数の国際観光都市であることを踏まえると、手話への理解の促進と手話の普及という本条例の目的を達成するためには、観光旅行者等の来訪者への対応という視点も必要と考えます。
25	その他	46	—

#### 4 第1条（目的）関係

##### (1) 肯定的な趣旨の御意見（1件）

区分	御意見の要旨	件数
26	よい。	1

##### (2) 条文に対する提案等（6件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
27	表現がわかりにくい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>どのような京都市になってほしいのか、もう少し分かりやすい言葉で丁寧な記述があるとよい。</li> <li>「共生社会」が分かりにくい。</li> <li>「手話に対する理解の促進」を、「手話が必要とする人に対する理解の促進」に改めてもらいたい。</li> </ul>	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例では、基本的な考え方や枠組みを定めることとしており、その詳細については、別途定めることとしています。具体的には、第7条に規定する「施策の推進方針」において、施策の詳細を定めることとしています。</li> <li>京都市会としては、条例が制定された後、方針の策定、施策の実施、取組状況の点検など、取組の各段階において、市民の声を踏まえ、市会における十分な質疑、審議等を通じて、具体的な提案などを含め、より効果的で適切な取組が行われるよう、取り組んでいきます。</li> <li>言語の理解には、それを使用する人やその固有の文化などの理解が欠かせないといわれています。言語である手話についても、ろう者等の「手話が必要とする人」に対する理解が必要といえます。これらの点には、施策の推進を図るうえで留意すべきと考えます。</li> </ul>

#### 5 第2条（基本理念）関係

##### (1) 肯定的な趣旨の御意見（4件）

区分	御意見の要旨	件数
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>「手話が言語であること」と「ろう者が権利を有すること」が書かれていることは、高く評価したい。</li> <li>ろう者が生活しやすい社会になってほしい。</li> </ul>	4

(2) 条文に対する提案等（11件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
29	主語を「ろう者」とするのではなく、中途失聴者や難聴者などを含めた表現とするほうがよい。	7	<p>「ろう者」を「ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人」に改めます（別紙2参照）。</p> <p>【理由】 手話によるコミュニケーションは、中途失聴者や難聴者、家族にろう者がいる健聴者などにも、保障されるべきものですが、現在の規定では、ろう者のみが主体であると誤解されるおそれがあるため。</p> <p>【補足説明】 「手話を必要とする人」の内容がわかりにくいいため、中途失聴者、難聴者を例示します。このほか、家族にろう者がいる健聴者なども「手話を必要とする人」に含まれます。</p>
30	ことさら手話に限って「権利を尊重する」との記載は他の権利とのバランスで違和感を覚える。	1	<p>手話は、これを第一言語とされているろう者の方にとって、コミュニケーションや思考に用いられる必要不可欠な「ことば」です。また、平成18年に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語であること」が明記されたことをはじめ、我が国においても平成23年に成立したいわゆる「改正障害者基本法」において、音声言語と同等の言語としての位置付けがなされたところです。</p> <p>このような手話の位置付けを踏まえ、国において未整備である、手話に関する法令の制定を見据え、その機運を醸成し、市民の手話に対する理解の促進を図るため、条例の制定を目指すこととしたものです。</p>
31	表現がわかりにくい。	3	条例等の内容については、視覚的資料も含め、よりわかり易く伝える必要があると考えます。

6 第3条（本市の事務）関係

(1) 肯定的な趣旨の御意見（4件）

区分	御意見の要旨	件数
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的かつ継続的な施策をお願いしたい。</li> <li>必要な行政指導等も行ってほしい。</li> <li>市、市民、事業者の連携が必要である。</li> </ul>	4

(2) 条文に対する提案等（14件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
33	<p>京都市の責務についてより具体的に規定してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手話の獲得・習得の機会</li> </ul>	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例では、基本的な考え方や枠組みを定めることとしており、その詳細については、別途定めることとしています。具体的には、第7条に規定する</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>を設けてもらいたい。</li> <li>行政サービスを手話により提供してもらいたい。</li> <li>生活・教育・医療・労働の場で、当たり前の手話通訳を派遣することができる環境を整えてもらいたい。</li> </ul>		<p>「施策の推進方針」において、施策の詳細を定めることとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都市会としては、条例が制定された後、方針の策定、施策の実施、取組状況の点検など、取組の各段階において、市民の声を踏まえ、市会における十分な質疑、審議等を通じて、具体的な提案などを含め、より効果的で適切な取組が行われるよう、取り組んでいきます。</li> </ul>
34	その他	1	—

## 7 第4条（市民の役割）関係

### (1) 肯定的な趣旨の御意見（4件）

区分	御意見の要旨	件数
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く市民の役割が規定されている。</li> <li>市、市民、事業者の連携が必要である。</li> </ul>	4

### (2) 条文に対する提案等（11件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
36	市民や事業者がその役割を果たすに当たっては、手話に対する理解が前提である。	1	<p>「手話を理解し、取組に努める」という流れとなるよう、文を整理するとともに、「環境の構築」を「環境づくり」に改めます（別紙2参照）。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大原則として、基本理念にのっとり示したうえで、まずは、具体的な取組の前提となる手話に対する理解を深め、さらに、自主的な取組や本市施策への協力にそれぞれ努める、といった文脈になるよう、文を整理するため。</li> <li>「構築」の語に、計画的・総合的に行われるものとの印象があり、本来本市が果たすべき内容ではないかと誤解されるおそれがあり、よりわかりやすく、一般的な内容を示すものとするため。</li> </ul>
37	<p>表現がわかりにくい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「協力」の内容が明らかなでない。</li> </ul>	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例では、基本的な考え方や枠組みを定めることとしており、その詳細については、別途定めることとしています。具体的には、第7条に規定する「施策の推進方針」において、施策の詳細を定めることとしています。</li> <li>京都市会としては、条例が制定された後、方針の策定、施策の実施、取組状況の点検など、取組の各段階において、市民の声を踏まえ、市会における十分な質疑、審議等を通じて、具体的な提案などを含め、より効果的で適切な取組が行われるよう、取り組んでいきます。</li> </ul>
38	市民がその役割を果たすに	2	行政が取組を進めるに当たり、取組に

	当たっては、手話に関わる団体と協力することを規定すべきである。		関係する団体との間で、協力、連携を行うことは、特に明記しなくとも、必要に応じ、当然行うべきものと考えています。
39	その他	4	—

## 8 第5条（事業者の役割）関係

### (1) 肯定的な趣旨の御意見（4件）

区分	御意見の要旨	件数
40	サービス提供や雇用において、事業者の果たす役割は大きい。さまざまなところで「手話ができます。」と示すことができるよう、手話によるコミュニケーションへの積極的な取組に期待したい。	1
41	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、事業者の役割を掲げているところがよい。</li> <li>・ 市、市民、事業者の連携が必要である。</li> </ul>	3

### (2) 条文に対する提案等（61件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
42	市民や事業者がその役割を果たすに当たっては、手話に対する理解が前提である。	1	<p>「手話を理解し、取組に努める」という流れとなるよう文を整序します（別紙2参照）。</p> <p>【理由】</p> <p>大原則として、基本理念にのっとり、ことを示したうえ、まずは、具体的な取組の前提となる手話に対する理解を深め、さらに、自主的な取組や本市施策への協力にそれぞれ努める、といった文脈になるよう、文を整理するため。</p>
43	病院や公共交通機関、金融機関やスーパーなどで手話によるコミュニケーションができるよう、事業者が手話を習得したり、手話通訳者を設置してもらいたい。	38	<p>事業者については、様々な活動の側面がありますが、ここでは、市民生活の観点から、主たる活動のうち、業としての用務・役務等、サービスの提供に着目して規定しています。事業者には様々な側面があるため、個々に規定することはしませんが、基本理念にのっとり、それぞれ必要な取組が行われるべきと考えております。</p>
44	ろう者が働きやすい環境の提供や、ろう者に対する合理的配慮についても規定してもらいたい。また、そのために、事業者が手話を学ぶ機会も確保してもらいたい。	5	
45	事業者の役割を、努力義務ではなく義務としてもらいたい。	3	

			<p>い中で、条例において義務化することは困難です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本条例の目的は、手話が言語であるとの理解を促進し、手話を普及することであり、このような条例の性格からも、単純な義務化によってその目的が達成できるものではないと考えております。</li> <li>このことは、第4条の市民の役割についてもいえることです。</li> </ul>
46	事業者の役割をより具体的に規定してもらいたい。	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例では、基本的な考え方や枠組みを定めることとしており、その詳細については、別途定めることとしています。具体的には、第7条に規定する「施策の推進方針」において、施策の詳細を定めることとしています。</li> <li>京都市会としては、条例が制定された後、方針の策定、施策の実施、取組状況の点検など、取組の各段階において、市民の声を踏まえ、市会における十分な質疑、審議等を通じて、具体的な提案などを含め、より効果的で適切な取組が行われるよう、取り組んでいきます。</li> </ul>
47	その他	12	—

## 9 第6条（観光旅行者その他の滞在者への対応）関係

### (1) 肯定的な趣旨の御意見（12件）

区分	御意見の要旨	件数
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテルや観光案内所に手話のできる人がいると安心できる。</li> <li>国際観光都市・京都に必要な不可欠な条文である。ぜひ実践してもらいたい。</li> </ul>	12

### (2) 条文に対する提案等（31件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
49	<p>表現がわかりにくい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手話については、外国手話も想定しているのか明らかでない。</li> <li>「必要な施策」や「理解のある対応」、「利用しやすいサービス」の具体的な内容がわからない。</li> </ul>	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6条では、都市における幅広い市民の交流に着目し、それを来訪者に対する京都市民の受入れの態度として、「もてなし」と表現しています。</li> <li>また、本条例では、基本的な考え方や枠組みを定めることとしており、その詳細については、別途定めることとしています。具体的には、第7条に規定する「施策の推進方針」において、施策の詳細を定めることとしています。</li> <li>京都市会としては、条例が制定された後、方針の策定、施策の実施、取組状況の点検など、取組の各段階において、市民の声を踏まえ、市会における十分な質疑、審議等を通じて、具体的な提案などを含め、より効果的で適切</li> </ul>

			な取組が行われるよう、取り組んでいきます。
50	観光旅行者等への配慮より、まずは京都市内の手話を必要とする人に対する配慮を優先してもらいたい。	7	この条例は、手話の理解の促進と普及を図るため、市の責務と市民・事業者の役割を定め、京都市域内で手話に関する施策を着実に推進することとしており、観光客向けの対応を優先して行おうとするものではありません。本条は、京都市が、世界文化自由都市宣言を掲げる、世界有数の国際観光都市であるとの都市の特質を踏まえ、観光客をはじめとする来訪・滞在者への対応を改めて確認したものです。
51	手話で観光ができるようにしてもらいたい。	4	御意見・御要望については、本条例を執行することとなる市長側にお伝えし、具体的な施策を実施する際の参考とさせていただきます。
52	第6条は不要である。	2	京都市が、世界文化自由都市宣言を掲げる、世界有数の国際観光都市であることを踏まえると、手話への理解の促進と手話の普及という本条例の目的を達成するためには、観光旅行者等の来訪者への対応という視点も必要と考えます。
53	努力義務ではなく義務としてもらいたい。	1	本条例の目的は、手話に関する法令が整備されていない中で、手話が言語であるとの理解を促進し、手話を普及することです。このような条例の性格からも、単純な義務化によってその目的が達成できるものではないと考えております。
54	その他	6	—

## 10 第7条（施策の推進指針）関係

### (1) 肯定的な趣旨の御意見（6件）

区分	御意見の要旨	件数
55	ろう者は、音声言語中心の社会の中にあって、思うように情報を取得することができない。このため、この条例ができることは、とても素晴らしいことである。	6

### (2) 条文に対する提案等（157件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
56	手話の獲得・習得についても規定してもらいたい。	16	第2項第3号の文頭に「手話の獲得及び習得に係る支援並びに」を加えます（別紙2参照）。 【理由】 手話の獲得・習得を保障することは、手話が言語であるとの認識を踏まえると、重要な課題であり、本来、国が法令を整備し、政策の推進に取り組むべきものです。根拠となる法令が整備されていない中、条例の規定には限界がありますが、具体的な取組の進展を図る必要があると考えるため。

57	<p>聴覚障害者に対する情報保障に努めてもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院，公共交通機関，金融機関やスーパーなどで手話によるコミュニケーションができるようにしてもらいたい。</li> <li>・ 教育機関でもっと手話を活用してもらいたい。</li> <li>・ テレビに手話や字幕を付けてもらいたい。</li> <li>・ 公共機関の案内には，必ずFAX番号を明示してもらいたい。</li> <li>・ 公衆FAXを設置してもらいたい。</li> </ul>	47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例では，基本的な考え方や枠組みを定めることとしており，その詳細については，別途定めることとしています。具体的には，第7条に規定する「施策の推進方針」において，施策の詳細を定めることとしています。</li> <li>・ 京都市会としては，条例が制定された後，方針の策定，施策の実施，取組状況の点検など，取組の各段階において，市民の声を踏まえ，市会における十分な質疑，審議等を通じて，具体的な提案などを含め，より効果的で適切な取組が行われるよう，取り組んでいきます。</li> <li>・ また，施策の推進方針の策定については，第8条で，ろう者をはじめ，手話に関係のある者から意見を聴く場を設けることとしており，それらを踏まえ，具体的な検討がなされるものと考えております。</li> </ul>
58	<p>全ての人にとって手話を学びやすい環境を整備してもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業等を対象にした手話講座を開催してもらいたい。</li> <li>・ 区役所等で手話サークルなどに関する情報提供をしてはどうか。</li> <li>・ 大学で第二言語として選択できるようにしてはどうか。</li> </ul>	30	
59	<p>職場や学校，そして社会全体で，手話や聴覚障害者に対する交流，理解を深めてもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話を必要とする人との関わり方について情報提供してもらいたい。</li> <li>・ 手話ができることを示すバッジを作成し，普及させてもらいたい。</li> <li>・ 手話を必要とする人であることが一目でわかるカード等を作成してもらいたい。</li> <li>・ 人と接する仕事に就いている人は，聴覚障害者に対しても，健聴者と同じ対応ができるような対応力を身につけてもらいたい。</li> </ul>	23	
60	<p>手話通訳者の育成に力を入れてもらいたい。</p>	12	
61	<p>緊急時・災害時の対応と協力について検討してもらいたい。</p>	8	
62	<p>市の広報物・広報番組や映像資料に，手話を取り入れてもらいたい。</p>	3	
63	<p>その他</p>	18	

## 1 1 第 8 条（推進方針等についての協議の場）関係

### (1) 肯定的な趣旨の御意見（16件）

区分	御意見の要旨	件数
64	当事者との「協議の場」を設けて、意見を反映させることは、大切なことである。十分な協議が行われることを望む。	16

### (2) 条文に対する提案等（12件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
65	協議の場の当事者として、ろう者以外の者も含めてもらいたい。 ・ 有識者にも参加してもらいたい。 ・ ろう者以外の聴覚障害者も含めてもらいたい。 ・ 市民の声も聴いてもらいたい。	5	「ろう者、」を「ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び」に改めます（別紙2参照）。 【理由】 手話によるコミュニケーションは、中途失聴者や難聴者、家族にろう者がいる健聴者などにも、保障されるべきものですが、現在の規定では、ろう者のみが主体であると誤解されるおそれがあるため。 【補足説明】 ・ 「手話を必要とする人」の内容がわかりにくいため、中途失聴者、難聴者を例示します。このほか、家族にろう者がいる健聴者なども「手話を必要とする人」に含まれます。 ・ 協議の場の具体的な設定は、関係施策や他の障害者施策などの取組状況を踏まえ、より適切なものとなるよう、市長に委ねるべきと考えております。
66	条例の施行後に、市民からの評価・要望を受ける機会として、定期的開催される評価委員会などを設けるべきである。	1	本条において、ろう者をはじめ、手話と密接な関わりを有する方などから意見を聴く場を設けることとしています。具体的な設定の仕方は、関係施策や他の障害者施策の取組状況等を踏まえ、市長等に委ねることとしています。
67	「協議の場」の設定時期が不明確である。	1	本条の「協議の場」の設定については、施策方針の策定や施策の取組状況の点検において、関係者の意見を反映させることを意図しています。そのため、具体的な設定時期は規定しませんが、最も適切で効果的な時期に行われるべきものと考えています。
68	その他	5	—

## 1 2 第 9 条（学校における理解の促進等）関係

### (1) 肯定的な趣旨の御意見（15件）

区分	御意見の要旨	件数
69	第 9 条はとても大切なことを規定している。具体的政策に期待している。	15

(2) 条文に対する提案等（102件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
70	学校教育に、手話について学ぶ時間を設けることを、条例に明記してもらいたい。	46	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9条第1項では、一般の児童・生徒への理解の促進を目的としています。これは、児童・生徒が将来の社会の担い手であることから、それらの間で手話への理解が進むことが社会にとって重要と考えるからです。また、第2項は、国立や府立、私立のような京都市設置以外の市内の学校での取組の推進を図るため、国、府等との緊密な連携を図るとしたものです。</li> <li>一方、聴覚障害教育の在り方については、全国的に一定の教育水準を確保する必要から、本来的には国の法令等で規定されるべきものと考えます。さらに、ろう学校が京都府の所管で、難聴学級等が京都市の所管となっている京都市内の聴覚障害教育の現状を踏まえると、現時点で、ろう学校・難聴学級等における手話教育の義務を規定することは、困難です。</li> <li>手話の獲得や習得については、大変重要な問題であると認識しており、その支援については、第7条において、施策の推進方針に定めるべき事項の一つとして規定することとしました。</li> </ul>
71	ろう学校・難聴学級等のカリキュラムに手話を取り入れることを、条例に明記してもらいたい。	28	
72	「手話に親しむための取組」や「緊密な連携」の内容について、より具体的に規定してもらいたい。	9	
73	手話のできる教職員を養成し、各学校に配置してもらいたい。	9	
74	児童・生徒だけでなく、その保護者や教職員等も、「手話に親しむための取組」の対象としてもらいたい。	3	
75	通常学級の生徒とろう学校の生徒との、遊びを通じた交流を図ってもらいたい。	2	
76	その他	5	

13 第10条（財政上の措置）関係

(1) 肯定的な趣旨の御意見（12件）

区分	御意見の要旨	件数
77	手話に係る施策の実施に不可欠で、大切な条項である。	12

(2) 条文に対する提案等（10件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
78	財政状況が厳しい中ではあるが、手話の普及等に必要な財政的支援をきちんとしても	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例では、基本的な考え方や枠組みを定めることとしており、その詳細については、別途定めることとしてい</li> </ul>

	らいたい。		ます。具体的には、第7条に規定する「施策の推進方針」において、施策の詳細を定めることとしています。
79	財政的措置の内容を、より詳細に規定してもらいたい。	2	・京都市会としては、条例が制定された後、方針の策定、施策の実施、取組状況の点検など、取組の各段階において、市民の声を踏まえ、市会における十分な質疑、審議等を通じて、具体的な提案などを含め、より効果的で適切な取組が行われるよう、取り組んでいきます。
80	視覚情報を得るための機材の購入費用を補助してもらいたい。	1	
81	その他	3	—

#### 1 4 第 1 1 条（委任）関係

##### (1) 条文に対する提案等（1件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
82	第11条の意味するところが分からない。	1	一般的に、条例に基づき取組を進めるためには、具体的な手続等を定める必要があります。本条例においても、他の本市の条例と同様に、それら細目的な規定については、より効率的かつ迅速に取り組むことができるよう、執行機関としての市長に委ねることとしています。

#### 1 5 附則関係

##### (1) 条文に対する提案等（3件）

区分	御意見の要旨	件数	御意見に対する本市会の考え方
83	周知期間も含め、平成28年4月1日の施行でよいのか。	1	手話に対する理解の促進及び手話の普及をいち早く進めていくため、平成28年4月1日から施行することとしています。 なお、条例の規定は、今後の法令の制定・改正、制度等の見直し、施策の取組状況等により、必要に応じて適宜見直すべきものと考えています。
84	ろう者等の意見も踏まえ、数年後に条例を見直すことを明記すべきである。	2	条例の見直しについては、規定の有無にかかわらず、法令の制定・改正、制度等の見直し、施策の取組状況等により、必要に応じて適宜見直すべきものと考えています。